

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第8条関係） 選考により昇任させる職 次に掲げる警察官である職員をもって充てる職 1 20年以上勤務して、 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされ、又は退職する者で、在職中の勤務成績が優良と認められるもの</u> 2～6 略	別表第3（第8条関係） 選考により昇任させる職 次に掲げる警察官である職員をもって充てる職 1 20年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が優良と認められるもの 2～6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。